

## 調書(成立)

事件の表示 令和6年(家イ)第123456号 夫婦関係調整(離婚)調停事件  
令和6年(家イ)第123455号 婚姻費用分担請求調停事件  
期日 令和7年6月1日 午前10時00分  
場所 名古屋家庭裁判所  
裁判官 加藤一郎  
家事調停委員 中村法夫, 田中花子  
裁判所書記官 中野律治  
当事者等及びその出頭状況

本籍 愛知県名古屋市○区○町2丁目345番地  
住所 名古屋市○区△△1丁目1番1号-201号室  
申立人 佐藤一郎(出頭)  
本籍 愛知県名古屋市○区○町2丁目345番地  
住所 名古屋市○区□□1丁目2番3号  
相手方 佐藤春子(出頭)

次の調停条項の通り調停が成立した。

名古屋家庭裁判所

裁判所書記官 中野律治

## 調停条項

- 申立人と相手方は、本日、相手方の申出により調停離婚する。
- 当事者間の長男健太(平成24年8月3日生)の親権者を父である申立人と定め、同人において監護養育する。
- 相手方は、申立人に対し、前項記載の子の養育費として、令和7年6月から同人が満20歳に達する日の属する月まで、月額2万円を、毎月末日限り、●●銀行本店の長男名義の普通預金口座(口座番号 1234500)に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
- (1) 申立人は、相手方が、長男と月1回程度面会することを認める。  
(2) 面会の具体的な日時、場所及び方法については、長男の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。
- 申立人は、相手方に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金××万円の支払い義務があることを認め、これを、令和7年6月末日限り、●●銀行本店の相手方名義の普通預金口座(口座番号 1234000)に振り込む方法により支払う。振込手数料は申立人の負担とする。
- 申立人と相手方との間の別紙1記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分合を0.5と定める。
- 当事者双方は、本件離婚に関し、以上をもって一切解決したものとし、本調停条項に定めるもののほか、名目のいかなを問わず、金銭その他の請求をしない。
- 調停費用は各自の負担とする。

以上

別紙1

年金分割のための情報通知書  
(厚生年金保険制度)

内容省略